

2019年6月7日

環境省共同発表

家電リサイクル法対象機器の不適正処理に係る勧告及び 報告徴収を行いました

ENEOS グローブエナジー株式会社(本社:東京都千代田区)において、排出者から引き取った廃家電 4 品目の一部が、製造業者等(指定引取場所)へ引き渡されず、いわゆる不用品回収業者や廃棄物処理業者などの製造業者等以外の者に引き渡されていたことから、経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づき、同社に対し、排出者から廃家電 4 品目を引き取ったときは、製造業者等に当該廃家電 4 品目を引き渡すべき旨の勧告等を行いました。

1. 経緯・事実関係

特定家庭用機器(以下「家電 4 品目」という。)の小売販売を行っており、特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)上の小売業者に該当する ENEOS グローブエナジー株式会社の青森支店(青森県青森市)に対して、東北経済産業局及び東北地方環境事務所が立入検査を行ったところ、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物(以下「廃家電 4 品目」という。)について、取扱状況の適正な管理が行われていないことが判明しました。

これを受け、令和元年 5 月 10 日、経済産業省及び環境省において ENEOS グローブエナジー株式会社に対し、全店舗における廃家電 4 品目の引取り及び引渡し状況について家電リサイクル法第 52 条に基づき報告を求めました。

その結果、令和元年 5 月 24 日、ENEOS グローブエナジー株式会社から、以下のとおり、54 店舗で、計 3,735 台の廃家電 4 品目を引き取った際、自社又は委託先事業者において製造業者等以外の者(いわゆる不用品回収業者や廃棄物処理業者など)への引渡し等が行われていたとの報告を受けました。

ENEOS グローブエナジー株式会社から報告された、引き取った廃家電 4 品目のうち製造業者等以外の者への引渡し等が行われていた台数(平成 27 年 4 月から平成 31 年 3 月まで)

エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	4 品目合計
3,553 台	15 台	57 台	110 台	3,735 台

※ 上記の台数は、平成 27 年度以降に引き取った廃家電 4 品目の引渡し状況について ENEOS グローブエナジー株式会社が社内調査を行い確認・推定したものです。平成 27 年度よりも前から製造業者等以外の者への引渡しが行われていたが、具体的な始期は不明です。

※ 上記の台数には、紛失・盗難の台数のほか、廃家電 4 品目の収集運搬の委託先事業者における取扱状況が不明となっているものを含まず。

※ ENEOS グローブエナジー株式会社から報告された、排出者から引き取った廃家電 4 品目について製造業者等以外の者への引渡し等が行われていた 54 店舗(紛失・盗難のみの店舗を含む。)は、下記のとおりです。

北海道支店(北海道札幌市)、青森支店(青森県青森市)、仙台支店(宮城県仙台市)、仙南営業所(宮

城県柴田郡柴田町)、大崎出張所(宮城県遠田郡美里町)、南営業所(山形県上山市)、山形支店(山形県天童市)、福島支店(福島県会津若松市)、郡山出張所(福島県郡山市)、埼玉支店(埼玉県狭山市)、東武支店(埼玉県北葛飾郡杉戸町)、稲毛営業所(千葉県千葉市)、千葉支店(千葉県木更津市)、京葉支店(千葉県松戸市)、館山営業所(千葉県南房総市)、川崎営業所(神奈川県川崎市)、神奈川支店(神奈川県綾瀬市)、高岡営業所(富山県射水市)、七尾営業所(石川県七尾市)、加賀営業所(石川県加賀市)、石川支店(石川県白山市)、能越支店(石川県羽咋郡宝達志水町)、福井支店(福井県福井市)、大野営業所(福井県大野市)、武生営業所(福井県越前市)、鯖江営業所(福井県丹生郡越前町)、山梨支店(山梨県甲府市)、富士吉田営業所(山梨県富士吉田市)、岐阜支店(岐阜県羽島郡笠松町)、松阪支店(三重県松阪市)、神戸支店(兵庫県神戸市)、播磨支店(兵庫県たつの市)、広島支店(広島県広島市)、関門営業所(山口県下関市)、松山支店(愛媛県松山市)、今治支店(愛媛県今治市)、東予営業所(愛媛県西条市)、北九州支店(福岡県北九州市)、北九州東営業所(福岡県北九州市)、福岡西営業所(福岡県福岡市)、久留米支店(福岡県久留米市)、筑豊支店(福岡県田川市)、柳川営業所(福岡県柳川市)、行橋営業所(福岡県行橋市)、北九州西営業所(福岡県中間市)、福岡支店(福岡県大野城市)、福岡東営業所(福岡県福津市)、佐賀支店(佐賀県佐賀市)、島原営業所(長崎県島原市)、長崎支店(長崎県諫早市)、熊本支店(熊本県菊池郡菊陽町)、大分支店(大分県大分市)、大分東営業所(大分県大分市)、日出営業所(大分県速見郡日出町)

2. 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収

家電リサイクル法上の小売業者には、家電リサイクル法第 10 条の規定に基づき、排出者から引き取った廃家電4品目を製造業者等(指定引取場所)に引き渡す義務が課せられており、本件は当該引渡義務違反に該当することから、令和元年6月7日付けで家電リサイクル法第16条第1項及び第52条に基づき、以下のとおり勧告を行うとともに報告を求めました。

(1) 勧告及び報告徴収の名宛人

ENEOS グローブエナジー株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 宇田川 博文

(2) 勧告の内容

排出者から廃家電4品目を引き取ったときは、自ら当該廃家電4品目を機器として再度使用する場合、又は機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該廃家電4品目を引き渡すこと。

(3) 報告を求めた事項

- ①令和元年6月からの1年間における、全店舗(営業所等)の毎月の廃家電4品目の引取り及び引渡し状況
- ②令和元年6月からの1年間における、家電リサイクル券の適切な運用、委託先の管理体制の構築及びコンプライアンス体制の強化を含む家電リサイクル法違反についての再発防止策の四半期ごとの実施状況

※報告期限 ①: 当該月の翌月末まで

②: 当該四半期の末月の翌月末まで

3. 液化石油ガスの販売に係る団体などを通じた注意喚起

ENEOS グローブエナジー株式会社は液化石油ガスの販売に付随して家電4品目の小売販売を行い家電リサイクル法上の小売業者に該当しているところ、同様に小売業者に該当する他の事業者についても、本件のような不適正な引渡しを防止し、家電リサイクル法の遵守を図るため、液化石油ガスの販売に係る団体を通じ、廃家電4品目の適正な引渡しについての周知徹底を行います。

また、他の小売業者についても、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しについての周知を行います。

4. 参考(会社概要)

会社名	ENEOS グローブエナジー株式会社
代表者	代表取締役社長 社長執行役員 宇田川 博文
本社所在地	東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー15 階
主な事業	液化石油ガス・石油類及び付帯器具の販売など

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室長 田中(伸)

担当者: 鈴木、田中(雄)

電話: 03-3501-1511(内線 3981~7)

03-3501-6944(直通)

03-3580-2769(FAX)

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室長 富安

担当者: 田中(祥)、松浦、高橋

電話: 03-3581-3351(内線 6821、6804、7863)

03-6205-4946(直通)

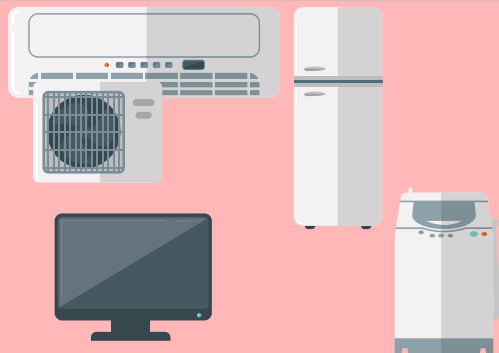
03-3593-8262(FAX)

家電4品目の小売販売を行っている皆様

家電リサイクル法上の「小売業者」としての義務を遵守しましょう。

家電4品目の小売販売を行う事業者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当し、廃家電4品目を排出者から引き取り、製造業者等(指定引取場所)に引き渡すなどの義務があります。

家電リサイクル法の対象機器（家電4品目）（いずれも家庭用機器のみ）



エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)・ウインドタイプに限る。)
テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
冷蔵庫・冷凍庫(ワインセラーを含む。)
洗濯機・衣類乾燥機

上記の4品目(家庭用機器)の小売販売を業として行う者は、家電リサイクル法上の小売業者に該当します。法人向けに小売販売している場合であっても同様です。

◆ **家電リサイクル法違反は、行政指導・行政処分の対象となります。** 社内・各店舗の家電リサイクル法の遵守状況を確認するとともに、廃家電4品目の収集運搬を他の事業者へ委託する場合には、委託先の事業者が家電リサイクル法に沿った取組を行っているかを確認しましょう。**小売業者の委託先の事業者における家電リサイクル法違反行為は、義務主体である委託元の小売業者の違反となります。**

◆ **例えば、小売業者(小売業者の委託先の事業者を含む。)における以下のような行為は、小売業者の家電リサイクル法違反です。**

- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、違法な不用品回収業者やスクラップヤード業者に引き渡した(リサイクル料金及び収集運搬料金の受領の有無に関わらず)。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目を、産業廃棄物として廃棄物処分した。
- ・排出者から引き取った廃家電4品目について、盗難・紛失があった。
- ・排出者から廃家電4品目を引き取った際、家電リサイクル券の排出者控を交付しなかった。
- ・排出者からの引取義務がある廃家電4品目について、排出者から引取依頼を受けたが、商品配送を委託している配送業者においても家電リサイクル券の発券を行うことができるため、当該配送業者に伝達して、当該配送業者の名義で廃家電4品目の引取りを行わせた。

具体的な義務の内容については、下記のリーフレットを参照してください。



経済産業省・環境省「家電リサイクル法上の小売業者の義務等について」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/duties_of_retailers.pdf

経済産業省「家電リサイクル法担当者向けガイドブック2019」

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/guidebook2019_mhiraki.pdf

